

平成26年(2014年)6月4日

姫路市議会議員 様

姫路市環境局長

### 産業廃棄物処理業者に対する行政処分について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)の規定により、下記のとおり行政処分を行いましたので、ご報告いたします。

#### 記

#### 1 被処分者

- (1) 住所 兵庫県姫路市町坪字丁田176番地16
- (2) 名称 成臨興業株式会社 代表取締役 岩田 孝成

#### 2 処分内容

- (1) 産業廃棄物処分業及び産業廃棄物処理施設設置の許可の取消し(法14条の3の2第1項及び法第15条の3第1項)
- (2) 産業廃棄物処理施設の改善命令(法第15条の2の7)  
産業廃棄物安定型最終処分場(平成21年1月30日付変更許可 許可番号第施63-1号。以下同じ。)の埋立処分の用に供される場所(以下「埋立地」という。)の面積及び埋立容量を平成21年1月30日付けで産業廃棄物処理施設の変更許可を受けた埋立地の面積及び埋立容量である53,637㎡及び556,595㎡に改善し、当該変更許可に係る申請書に記載した設置に関する計画に適合させるため、その履行の一部として、埋立地以外の場所に埋設されている産業廃棄物1,076㎡及び平成25年7月12日付姫産廃第12号で発令した施設改善命令により埋立地に搬入された産業廃棄物17,463㎡について撤去し、適正に処理すること。
  - ① 着手期限 命令発出日から30日以内に着手すること。
  - ② 履行期限 平成30年1月31日

#### 3 処分の理由

- (1) 産業廃棄物処分業及び産業廃棄物処理施設設置の許可の取消し  
姫路市打越字西宮ヶ谷1338番1の一部他26筆所在の産業廃棄物安定型最終処分場について、測量を実施したところ、埋立地の面積及び埋立容量が、平成21年1月30日付けで変更許可を受けた面積及び埋立容量よりそれぞれ5,021㎡、106,058㎡を超過していることを確認した。  
埋立地の埋立容量を10%以上増大させるときは変更許可を要するが、当該変更許可を受けていない。
- (2) 産業廃棄物処理施設の改善命令  
埋立地の面積及び埋立容量が平成21年1月30日付けで産業廃棄物処理施設の変更許可を受けた面積及び埋立容量を超過していることから、平成21年1月30日付けの変更許可に係る申請書に記載した設置に関する計画に適合していない。

#### 4 問い合わせ先

産業廃棄物対策課(221-2405)